

令和元年第4回下仁田町議会定例会会議録第2号（11日）

招集年月日	令和元年12月9日					
招集の場所	下仁田町議会議場					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和元年12月9日午前10時00分			議長	島崎紘一
	閉会	令和元年12月17日午前10時08分			議長	島崎紘一
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席名 欠員名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	小井土光弘	○	7	佐藤博	○
	2	大手博幸	○	8	千野榮治	○
	3	佐々木信也	○	9	島崎紘一	○
	4	岡田邦敏	○	10	堀口博志	○
	5	木暮弘元	○	11	岡田武二	○
	6	岩崎正春	○	12	佐藤公夫	○
会議録署名議員	5番	木暮弘元	6番	岩崎正春		
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	岩井収		書記	佐藤里奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町長	原秀男		農林課長	佐藤正明	
	教育長	茂木学		商工観光課長	佐藤圭司	
	総務課長	岡野均		建設水道課長	阪本睦	
	企画課長	猪野馨		教育課長	大小原敏江	
	住民税務課長	猪野ともえ				
	会計課長	林通典				
	福祉課長	岡田恵子				
	保健課長	永井邦佳				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 2 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 3 第77号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 4 第78号議案 下仁田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 5 第79号議案 下仁田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 6 第80号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第4号）
- 第81号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第82号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第83号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第84号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）

会 議 の 経 過

開 会 令和元年12月11日 午前10時00分

○議長 島崎紘一 これから、本日の会議を開きます。

○議長 島崎紘一 日程第1、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長（猪野ともえ住民税務課長 登壇）

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、諮問第3号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、中澤一夫、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX。令和元年12月9日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、中澤一夫氏が令和2年3月31日任期満了となるためでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第3号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第2、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長
(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、諮問第4号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、赤岡ちよ子、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX。令和元年12月9日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、島崎孝一氏が令和2年3月31日任期満了となるためでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第4号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、諮問第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、第77号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第77号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第77号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和元年12月9日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、令和2年4月1日から、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である群馬東部水道企業団が別表第2の1の項の事務の共同処理を開始すること及び同組合の組織団体である藤岡市が別表第2の3の項の事務の共同処理を開始すること並びに同組合規約別表について所要の規定の整備を行うためでございます。

別紙規約変更に関する協議書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎絃一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第77号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第4、第78号議案 下仁田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第78号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第78号議案 下仁田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、趣旨、第1条、この条例は、地方自治法第203条の2第5項及び第204条の第3項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部改正、第2条、下仁田町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。会計年度任用職員の給与等、第22条、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、別に条例で定める。

令和元年12月9日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎絃一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第78号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第5、第79号議案 下仁田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第79号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第79号議案 下仁田町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例、趣旨、第1条、この条例は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、ご省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以下の内容につきましても、さきの全員協議会でご説明を申し上げましたので、ご省略をさせていただきます。

令和元年12月9日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第79号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第6、第80号議案から第84号議案までの各議案を一括議題とし、第80号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算(第4号)から順次説明を願ひます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第80号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第80号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算(第4号)、平成元年度下仁田町、令和元年度……。

(「何してんだよ」「暫時休憩」の声あり)

○総務課長 岡野均 暫時休憩お願ひいたします。

○議長 島崎紘一 暫時休憩します。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時25分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 第80号議案書につきまして、一部字句の誤りがございました。議案書1ページを差しかえのほうお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、命によりまして、第80号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し

上げます。

第80号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第4号）、令和元年度下仁田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億331万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,158万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。
令和元年12月9日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。15款国庫支出金2億1,110万9,000円、16款県支出金2,035万5,000円、17款財産収入879万8,000円、18款寄附金60万円、19款繰入金1,825万8,000円の減、21款諸収入1,550万6,000円、22款町債2億6,520万円、歳入合計56億2,827万1,000円から5億331万円を追加し、61億3,158万1,000円としたいとします。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款議会費15万5,000円、2款総務費819万5,000円、3款民生費2,556万8,000円、4款衛生費2,359万2,000円、6款農林水産業費141万9,000円、7款商工費191万1,000円、8款土木費164万1,000円、9款消防費535万7,000円、10款教育費270万7,000円。

4ページをお願いいたします。

11款災害復旧費4億3,276万5,000円、歳出合計56億2,827万1,000円から5億331万円を追加し、61億3,158万1,000円としたいとします。

次ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。6款農林水産業費、第1項農業費は、小規模農村整備事業で5,866万7,000円、8款土木費、2項道路橋

梁費は、過疎道路基礎基幹整備が8, 110万円、橋梁維持管理が2, 990万3, 000円、3項河川費は、河川改良で1, 980万円、11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費は、現年度道路橋梁災害復旧事業単独が2, 625万6, 000円、現年度道路橋梁災害復旧事業補助が2億6, 928万2, 000円、現年度河川災害復旧事業単独が891万円、現年度河川災害復旧事業補助が1, 426万7, 000円、2項農業水産業施設災害復旧費は、林道災害復旧事業で4, 367万円、3項文教施設災害復旧費は、学校教育施設災害復旧事業が400万円、保健体育施設災害復旧事業が363万円、4項その他公共施設公用施設災害復旧費は、消防防災施設災害復旧事業で2, 382万6, 000円を、それぞれ繰り越したいとします。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。初めに、追加でございます。起債の目的、災害復旧事業債は、限度額2億6, 480万円を新たに追加したいとします。

次に、変更でございます。起債の目的、過疎対策事業債は、限度額2億9, 240万円に40万円を追加し、2億9, 280万円に変更したいとします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、10ページ、2の歳入及び14ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、ご省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 以上で一般会計補正予算の説明が終わりました。

次に、第81号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第82号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長（岡田恵子福祉課長 登壇）

○福祉課長 岡田恵子 命によりまして、第81号議案及び82号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第81号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、令和元年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、

次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月9日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款国民健康保険税850万円、4款県支出金850万円の減、歳入合計9億6,314万円、補正の増減はありませんので、9億6,314万円でございます。

次に、歳出でございます。2款保険給付費850万円の減、10款予備費850万円、歳出合計9億6,314万円、補正の増減はありませんので、9億6,314万円でございます。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。また、5ページ、2の歳入及び7ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、82号議案をお願いいたします。

第82号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、令和元年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,382万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月9日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。3款国庫支出金6万7,000円、4款支払基金交付金7万2,000円、5款県支出金3万3,000円、7款繰入金9万4,000円、歳入合計13億8,356万1,000円に26万

6,000円を追加し、13億8,382万7,000円としたいものとするものでございます。

次のページで、歳出でございます。5款地域支援事業費26万6,000円、歳出合計13億8,356万1,000円に26万6,000円を追加し、13億8,382万7,000円としたいものとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。また、6ページ、2の歳入及び7ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長 島崎紘一 次に、第83号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）、第84号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

（阪本睦建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 阪本睦 命によりまして、第83号議案及び第84号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第83号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）、令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,971万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正額の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。令和元年12月9日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入、3款国庫支出金40万円、6款繰入金32万8,000円、9款町債40万円、歳入合計8,859万円に112万8,000円を加え、8,971万8,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出です。同じく款の区分と補正額のみを申し上げます。

1 款浄化槽事業費 8 0 万円、2 款公債費 3 2 万 8, 0 0 0 円、歳出合計 8, 8 5 9 万円に 1 1 2 万 8, 0 0 0 円を追加し、8, 9 7 1 万 8, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正追加でございます。起債の目的、浄化槽施設設置事業、災害復旧事業債でございます。限度額 4 0 万円。起債の目的、証書借り入れまたは証券発行です。利率 3 %以内、ただし、利率の見直し、方法、借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構については、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率です。償還の方法、これについては、補正前と方法が同じでございますので、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 款の総括につきましては省略させていただきます。なお、5 ページの 2、歳入、6 ページの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

続いて、第 8 4 号議案をお願いいたします。

第 8 4 号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算（第 2 号）、総則、第 1 条、令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第 2 条、令和元年度下仁田町水道事業会計予算第 3 条を次のように改め、収益的収入及び支出の予定額を補正する。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費中、災害復旧費 4 7 0 万 8, 0 0 0 円の財源に充てるため、企業債 2 0 0 万円を借り入れる。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第 1 款水道事業収益、2 億 5, 0 4 7 万 7, 0 0 0 円、4 3 5 万 8, 0 0 0 円、2 億 5, 4 8 3 万 5, 0 0 0 円。

支出、第 1 款水道事業費用、2 億 4, 6 2 2 万 5, 0 0 0 円、6 3 6 万 9, 0 0 0 円、2 億 5, 2 5 9 万 4, 0 0 0 円です。

資本的収入及び支出、第 3 条、予算第 4 条本文括弧中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7, 5 9 0 万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7, 9 5 1 万 8, 0 0 0 円」に、「当年度分消費税

及び地方消費税資本的収支調整額186万6,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額333万4,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金626万7,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1,869万4,000円」に、「減債積立金1,428万1,000円」を「減債積立金400万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

次のページをお願いします。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第1款資本的収入、1億133万2,000円、1,279万6,000円、1億1,412万8,000円。

支出、第1款資本的支出、1億7,723万2,000円、1,641万4,000円、1億9,364万6,000円です。

企業債、第4条、予算第5条に定めた表に次の表の項を加えた。起債の目的、災害復旧債、限度額が730万円、起債の方法、証書借り入れ、利率、年3%以内、償還の方法、貸し付け先の融資条件による。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計、職員給与費、3,101万2,000円、補正予定額、36万円、3,137万2,000円です。

令和元年12月9日提出、下仁田町長 原秀男。

8ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、第80号議案から第84号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたします。

それでは、質疑を願います。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 80号議案 令和元年下仁田町一般会計補正予算、ページ数が5ページ、過日の全員協議会等では、忙しくてなかなか、台風19号の被害状況の報告ができないということになっておりました。予算書で繰越明許費が3億8,300万円ほどの金額になっておりますので、繰越明許費の詳細を提出していただきたいと思っております。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 繰越明許費の総額ですが、明細について、ちょっと暫時休憩をさせていただいて、ご用意させていただきたいと思います。

○議長 島崎紘一 暫時休憩します。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時32分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。総務課長

○総務課長 岡野均 大変お待たせして、大変申し訳ございません。

今、お手元にご用意させていただきまして、先ほど佐藤公夫議員さんからのご質問の議案書、80号議案、第5ページの繰越明許費の各事業ごとの内訳書をご用意させていただきました。

見方といたしましては、1枚目、仮に1枚目なんですけれども、繰越見積額ということで、一番上に書いてございます。小規模農村整備事業5、866万7,000円ということで、この内訳がその下段に書いてございます。

13節、15節ということで、路線名と内訳が書いてございます。以下、同じように、繰越明許費の5ページの記載した金額ごとに、路線を明記させていただいて、お示しさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 繰越明許費の見積書、大変の数であります。

台風19号災害ばかりではないんですけれども、少ない職員の数で、それぞれ被害地の被害状況をよく調べ上げてくれたなど、大変ご苦労さんでした。

以上、皆さんのご苦労をねぎらいたと思います。

○議長 島崎紘一 ほかに質問ございますか。堀口博志君

○10番 堀口博志 確認だけなんですけれども、例えば、これだけ多くの繰越明許があるわけなんですけれども、例えば、この表でいくと、一番最初のところは農林課になっているんですけれども、小規模農道とか、あるいはそういうのは県の補助事業でやる事業になっておりますが、県においても、会計年度が単一であると思いますので、年度内の補助金、あるいは事業ということに県もなると思いますので、その点、町が繰越明許にして、県のほうではそれを承知して、明許繰越になっても、本年同様に補助金この事業は継続して、県のほうも承知をしているのかどうか、お聞きしたいと思いますけれども。

○議長 島崎紘一 農林課長

○農林課長 佐藤正明 お答えさせていただきます。

小規模農道整備事業につきましては、県のほうとの相談が終わってしまし
て、県ので承済みでございます。

○議長 島崎紘一 堀口博志君

○10番 堀口博志 同様に、各事業、過疎債等も使う事業が多いと思うんですけ
れども、過疎債のほうはどういうふうに、そこもみんな全部、了解とれてい
るんですか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

今回の県からの事業、補助事業含めて、まずは県のほうから通知がござい
まして、まずは災害復旧を最初にしろと。それを第一義にしてもらって、今
現在発注してある小規模農村事業であるとか、道路の基幹事業等については
繰り越しを、災害に関するのを第一義として、今後、今現在やっている工事
についても、発注してある部分についても、繰り越して構わないというような
ことで、通知が来てございます。

○議長 島崎紘一 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、第80号議案から第
84号議案の5議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思
いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに
決定いたしました。

○議長 島崎紘一 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 令和元年12月11日 午前11時37分